

1. 件名：「日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）のインターフェースにおける取組強化に係る面談」

2. 日時：令和5年4月6日（木） 10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職

専門検査部門

館内上席原子力専門検査官

放射線防護グループ

放射線防護企画課 保障措置室 中島首席査察官、川末査察官、山口係員

核セキュリティ部門 2名

日本原燃株式会社

再処理事業部 核物質管理部長 兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 部長 他1名

再処理事業部 核物質管理部 核物質防護課長 兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 核物質防護 GL

燃料製造事業部 燃料製造計画部 核物質管理 GL

再処理事業部 副部長（設工認） 兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 許認可業務課長 他1名

再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長

再処理事業部 再処理工場 前処理施設部長 他1名

再処理事業部 再処理工場 機械保全部 前処理機械課長

再処理事業部 再処理工場 電気保全部長

5. 要旨

（1）本年3月16日の面談を踏まえ、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、再処理施設及びMOX燃料加工施設について現在申請している原子力安全関係のもの（設計及び工事の計画の（変更）認可申請）と核セキュリティ関係（核物質防護規定変更認可申請）との相互の関連性並びに保障措置への影響について、提出資料に基づき説明があった。また、日本原燃における3S連携の現状について説明があった。

(2) 原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、主に以下の点を伝えた。

- ・原子力安全関係のものが基礎となる核セキュリティ関係の申請は、原子力安全関係のものを先行して審査することを基本としつつ、双方に審査事項があり互いに影響を及ぼすものは並行して審査を進めそれぞれ適切な時期に認可できるよう連携を図っていく。
- ・並行して審査を進める場合は、それぞれの相互影響の関連性、審査で時間を要する事項、工事工程等を踏まえて審査の進め方を検討する。そのため、日本原燃にて検討に必要な事項を整理すること。
- ・設工認の基本設計方針で「安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする」としていることから、当該方針に基づき申請対象設備が設計されていることを設工認審査プロセスの中で確認していく。保障措置に関する事項を確認するヒアリングにおいては保障措置室が同席し、保障措置に係る要求事項が考慮されているかを確認する。そのため、考慮している保障措置に係る要求事項や保障措置の設備に対する安全設計としての要件のほか、それぞれの設計及び工事の工程を日本原燃にて整理すること。
- ・再処理工場前処理建屋供給セルにおいて発生した全消灯の事象に係る再発防止対策においては、保障措置の要求を踏まえた点検計画を策定するなどとしており、保安規定の下で重要度に応じて管理されるものと理解している。そのため、保安規定での職務の分掌等について、再処理施設の操作に関する業務、施設の管理に係る業務及び点検、工事等に係る業務の関係を含めて整理し、保安規定等の変更の要否等の検討状況を説明すること。また、点検計画の策定に関しては、保全の有効性評価の視点も含め、保全重要度の設定、保全方式の選定、点検の方法、実施頻度等の設定等の考え方を整理すること。

(3) 日本原燃からは、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認申請（安全設計）とPP（核セキュリティ）、SG（保障措置）の設計方針等の関係及び今後の進め方について」

「保障措置に必要な当社設備の管理について」

参考

- ・令和5年3月16日 日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）のインターフェースにおける取組強化に係る面談

<https://www2.nra.go.jp/data/000424360.pdf>